

公正競争ワーキンググループ（第４回）

議事録

1. 日時

令和６年３月28日（木）16：30～18：30

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、大橋弘（東京大学 副学長/公共政策大学院 教授/大学院 経済学研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村暢史（中央大学 法学部 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/IT研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ヒアリング：

一般社団法人テレコムサービス協会（再掲）、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（再掲）

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳

迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】 本日は、皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから公正競争ワーキンググループ第4回会合を開催いたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただきます。また、一般傍聴についても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まず、事務局より、ウェブ会議システムの関係で留意事項をお願いいたします。

【事務局（田中）】 事務局です。本日は、御発言に当たってはお名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料4－1から資料4－8まででございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。本日は、まず前回会合における検討について振り返った後に、「NTT東西等の業務の在り方」について検討いたします。本日も、NTTグループとして、NTT東日本等から会合に参加していただいております。

それでは、前回会合における主な意見等あるいはそれらを踏まえた検討の視点について、これは資料4－1から4－3までに基つきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。私から、資料4－1から4－3までに基づいて簡潔に御説明を申し上げます。

まず、資料4－1、第3回会合の主な意見等でございます。前回は2つのテーマを取り上げてございました。1つ目が公正競争の確保に関する基本的な考え方、2つ目がNTT東西の通信インフラの在り方でございます。

項立てにしてございまして、こちらが、まず公正競争の確保に関する基本的な考え方でございます。林構成員から前回、御発表も頂戴したところでございますので、そういった御発表内容をまとめたものと、後ほどの質疑内容を記載してございます。

おめくりいただいて2ページ目の真ん中あたりからが、次の項目のNTT東西の通信インフラの在り方でございます。こちらについても質疑応答の模様をまとめてございます。最後、3枚目までございますので御確認いただければと思います。

次の資料4－2に移りまして、こちらが前回会合の追加の質問及び御回答でございます。こちらでもテーマごとに分けてございまして、最後のページ以外がNTT東西の通信

インフラの在り方、最終ページがN T T東西等の業務の在り方に関するものでございます。

おめくりいただいて1枚目、N T T東西の通信インフラの在り方の最初のページでございます。ケーブルテレビ連盟に対しては2問頂戴しているところでございます。まず、電柱利用に関するトラブル例について、おめくりいただいて次のページが、N T T東西の統合についてのお考えを伺うものでございます。

さらにおめくりいただいて3ページ目からが、オプテージへの質問でございます。オプテージへの質問は1問でございまして、アクセス網の資本分離をすると「設備競争の減退リスク」がなぜ生じるとお考えなのかという質問でございます。

おめくりいただいて次の4ページ目からが、J T O W E Rへの質問でございます。J T O W E Rには計3問ございまして、まず1問目が固定通信のシェアリングに関して、おめくりいただいて次のページがインフラシェアリングについて、第一次答申でもございましたが、4つの観点、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障等とまとめてございますけれども、そういった観点から、どのように資するのかという形の御質問でございます。続いては最後、3問目が、インフラシェアガイドラインについてでございます。

おめくりいただいて最後、こちらのみ次のテーマでございまして、N T T東西等の業務の在り方についてでございます。オプテージへの1問のみでございまして、活用業務に関する御質問でございます。

主に項目のみで、雑駁で恐縮ですけれども、こういった前回会合を踏まえまして、改めて検討課題についてまとめてございます。

おめくりいただいて、まず1枚目が、検討課題1として、公正競争の確保に関する基本的な考え方、大枠としてまず御説明差し上げると、次のものとして検討課題2として、N T T東西の通信インフラの在り方と2つに分けてございます。

まず1つ目の公正競争の確保に関する基本的な考え方でございます。こちらは、前回、林構成員からも御発表を頂戴したところでございまして、公正競争の確保に当たっては、以下の考え方を基本とすることについてどう考えるかというものでございます。主に①から③まで整理してございまして、1つ目が競争条件の公正、こちらが構造規制に当たるもの。2つ目が競争行為の公正、こちらが行為規制に当たるもの。この2つを確保することによって、次の行、丸の2つ目でございますけれども、設備競争とサービス競争

を促進し、設備競争によるネットワークの高度化や、サービス競争によるサービスの多様化・高度化・低廉化を実現するというものでございます。こちらについてどのように考えるかという問いを立てさせていただいております。

移りまして、次に2枚目、NTT東西の通信インフラの在り方の部分でございます。こちらは、前回、林構成員の御発表等にもございましたとおり、NTTが線路敷設基盤を維持・活用して設備を高度化し、多様なサービスを提供する役割を担うことが重要との意見があったところでございますが、この点も踏まえて、全国津々浦々に線路敷設基盤を有するNTTの役割についてどのように考えるかとしてございます。また、これに関連して、NTTに対する自己設置要件、あるいは線路敷設基盤に関する規律の在り方をどのように考えるかというものでございます。

こちらの図が、次の3ページ目、参考でつけてございますネットワーク図、前回の会合でお示ししたものでございますが、そちらを概念的にまとめ直したものを御参考までに図としてつけさせていただいております。

こちらで、前回会合に関する事務局からの説明は以上とさせていただきます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。資料4-3で示された検討の視点について、御意見等ございましたら御発言願いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。基本的な考え方ということで、各階層でまとめて、公正競争の条件をお示ししていただいていると思いますが、よろしゅうございますか。

これについては基本的なところですので、何かありましたら、その都度、御指摘いただければよいかと思いますので、それでは議事を進めさせていただこうと思います。

本日の議題でありますけれども、本日の議題は「NTT東西等の業務の在り方について」、これは資料4-4に基づいて事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（榎）】 山内主査、先ほどの検討課題1だけではなく、検討課題2の方も皆様の御意見を伺っていただければ幸いです。

【山内主査】 大変失礼いたしました。検討課題2についても、どなたか御発言のある方はいらっしゃいますか。大谷構成員が御発言を御希望ということでよろしいでしょうか。

【大谷構成員】 大谷でございます。ビデオオフのままで、意見というかコメントを申し上げたいと思います。

今、ちょうど事務局で映していただいている3つの階層なのですけれども、やはり今回、私も十分に理解していなかったところですが、電気通信設備については、一定の自己設置要件を含めた、例えば譲渡についての制限などがNTT法の中にも設けられている一方で、線路敷設基盤については、その資産としての重要性であるとか、社会全体にとってのインフラとしての意義というのが、各競争事業者からも御指摘いただいております、また、その御指摘にはごもっともな点が多いと思いますけれども、それらについての利用方法であるとか開放方法については、ガイドラインなどで詳細には決まっているものの、やはりこの辺りの開放の在り方であるとか競争条件の中での位置付けなどを定めた一般的なルールというのを設けておく必要があるのではないかと感じております。それが、電気通信事業法のような規定というよりは、線路敷設基盤を持っているのがNTTという1つの事業主体のみということですので、その事業主体の振る舞いについて直接適用があるようなルールにする必要があるのではないかと思いますので、まだ十分に整理されておりませんけれども、今回の気付きということでお伝えしたいと思っております。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。事務局から何かコメントがあったら最後にまとめてお願いしたいと思います。中央大学の西村構成員、どうぞ御発言ください。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。私からは事務局に1点、質問というかお願いがございます。その上でコメントを申し上げさせていただければと思います。

まず、今投影していただいております検討課題2の1ポツ目のところで、やはり全国津々浦々の線路敷設基盤を所有しているNTTである以上、ユニバーサルサービスとの関係の議論がここでも必要になってきておるかと思っております。別のワーキンググループでの議論というものが今どういう状況で、現時点で結構でございますが、共有していただくような内容や事項というのはございますでしょうか。公正競争ワーキンググループということでございますので、競争政策的な観点での議論というのも可能なのですが、やはりユニバーサルサービスとの関係では、ある意味、衝突する部分も出てくるかと思うので、お聞きした次第でございます。

その上で1点、コメントでございますが、検討課題1とも関係するかと思っております。線路敷設基盤の所有権を有するNTTに対して、それらの維持活用、公平な利用の確保、高度化の責務、結構な負担になろうかと思っております。どこかで投資インセンティブという

のを見つける必要があるかも知れない。さはさりながら、他方で電気通信設備に関して、東西統合あるいは線路敷設基盤が土台となって電気通信設備と一体化されてインフラそのものが地域会社を集約されてしまうおそれ、また電気通信設備の設備競争という観点。現状、ケーブルテレビや電力系の通信事業者というものが競争相手として想定されておりますが、後でも出てくる資料4-4、9枚目にあるとおり、地域会社と伍して競争できているか。地理的な展開の違いもあって、単純には判断が付きにくいものでございます。

長くなって恐縮ですけれども、線路敷設基盤というのは、やっぱりNTT自身が所有されている設備だからこそ、維持活用、高度化といった具体的な効果も期待されるということもあろうかと思しますので、自己設置要件あるいは自己設置義務といったものを議論の出発点としながらも、線路敷設基盤と電気通信設備のどの部分にそれらを課していくかという議論もあってよいのかなと思った次第でございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。事務局、今の御質問についていかがでしょうか。

【事務局（榎）】 事務局でございます。ユニバーサルサービスとの関係、今、西村暢史先生から御指摘いただいた点については、まさにおっしゃるとおりでして、ユニバーサルワーキンググループの中でも、そのような自己設置要件等を含めた御意見があったかと承知しているところでございます。また、ユニバーサルワーキンググループの議論の状況については、ユニバーサルワーキンググループでも検討が進んでいる最中でございますので、どのように御紹介できるかというところは、また別途、検討したいと考えてございます。

【山内主査】 ありがとうございます。よろしゅうございますか、西村構成員。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【山内主査】 それでは大橋主査代理、どうぞ御発言ください。

【大橋主査代理】 ありがとうございます。検討課題1なのですけれど、公正競争に関して、その公正性を、競争条件と、あと競争の行為との2つに求めるということは、これはこれで構わないと思うのですが、この表現が少し誤解を生みかねないかなと思う点は、構造規制と行為規制というのは、ここに括弧で書いてあるのは、その公正性を確保するために、構造規制なり行為規制が必ず必要であると言っているわけではなくて、恐らく公正性が確保されていない場合において構造規制が必要である、あるいは行為規制が必

要であるということなのだと思いますので、これは括弧の場所が多分違っているのではないかと考えています。確保すべきという目的と、確保されていない場合の対策が、①は混在しているのではないかとと思うので、そこだけ誤解がないように表現は直したほうがいいのかと思います。ありがとうございます。

【山内主査】 事務局、何かコメントはありますか。

【事務局（榎）】 御指摘ありがとうございます。書いてある趣旨はまさに大橋主査代理のおっしゃるとおりでございますので、ここの書きぶりは別途、次回以降における事務局資料等で修正してまいりたいと考えております。

【山内主査】 ありがとうございます。構造と行為というところで、在り方というのですか、それを考える順序だと思います。御発言の御希望は、他にいらっしゃいますか。

それで、先ほど大谷構成員からの御指摘もありましたけれども、事務局、何かまとめてコメント等あればお願いします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。

大谷構成員から線路敷設基盤について何らかの規律が必要ではないかという御意見も賜りましたので、今後、そのような御意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えてございます。

【山内主査】 ありがとうございます。よろしゅうございますかね。

それでは、すみません。先ほど先走ってしまいましたけれども、本日の議題ということで、「NTT東西等の業務の在り方」です。資料4－4に基づきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。資料4－4、NTT東西等の業務の在り方でございます。

おめくりいただきまして、こちらからしばらく論点のページが続いております。公正競争WGにおける主な意見を記載したほかは、通信政策特別委員会等でお示したものと変わりませんので、割愛させていただければと存じます。

こちらの8ページ目からが、本日の具体的な内容に関する部分でございます。まずNTTの再編成からでございます。1999年のNTT再編成の際、地域通信と長距離通信の区分が公正競争の促進を図る上で重要であったということに鑑みまして、NTT東西は長距離通信を担わない会社とされ、県内に閉じる通信、県内通信が本来業務とされたところでございます。さらに、その本来業務が原則として東西に分けられまして、それぞ

れ東日本地域、西日本地域で行うことが必要とされていたところでございます。そのため、特にNTT東西は、東西間の合併が禁止されるということになってございまして、県内通信に限定される業務範囲規制によって、県をまたぐことが想定されます移動通信事業やISP事業を営むことが禁止されてございます。このことによって、全国で移動通信事業を営むNTTドコモ等との合併も禁止されることとなっております。

東西分離のお話が今ございましたので、前回お示ししたこちらの9ページ、NTT東西の分離の趣旨と固定通信の事業者の比較について、改めて参考として載せてございます。

おめくりいただいて10ページ、NTT東西の業務範囲に関する規律でございます。こちらが本日のテーマであるところのNTT東西の業務範囲の一覧でございます。現在、NTT東西の業務につきましては、御覧いただいております4つに分類されてございます。まず1つ目が本来業務、目的業務区域内の地域電気通信業務。2つ目が活用業務。3つ目が目的達成業務。最後、4つ目が、目的業務区域外の地域電気通信業務。以上、4つでございます。こういった業務の中で、移動通信事業やISP事業、放送事業等は認められてございません。さらに、本来業務であるところの地域電気通信業務につきましては、前回の会合でもございました自己設置要件が課せられているところでございます。

11ページ目が、マトリックスでお示したものでございます。まず一番下の部分が、公正競争上重要な影響を及ぼすために典型的に禁止される業務でございまして、こちらは横軸、電気通信業務と非電気通信業務で区分してございますので、それぞれ、電気通信業務に当たるものが、移動通信業務、ISP業務等、非電気通信業務が放送事業等と、これらが公正競争上の重要な影響を及ぼすために典型的に禁止される業務であると整理してございます。その他の下記以外の業務という部分が本丸でございまして、その中でも電気通信業務で県内の部分が本来業務とされている部分でございます。それで、県内の区域外、NTT東日本であれば西日本において行う県内通信でございますけれども、こちらが目的業務区域外の地域電気通信業務となっております。ただ、実績はないところでございます。

その他の薄いオレンジで塗っております部分、電気通信業務の県間通信、そして非電気通信業務の部分が活用業務となっております。

おめくりいただいて、ここからのページがそれぞれ、本来業務、活用業務、最後、目

的達成業務の、個別の業務に関する御参考の資料でございます。

まず、12ページ目が本来業務に関するものでございます。電話時代の設備の老朽化等に伴うネットワーク構造の変化で、初回のWGでお示ししたものでございますけれども、マイグレに伴ってネットワーク構造が変化するというものでございます。

次をおめくりいただいて、13ページ目から何ページかが活用業務に関するものでございます。まず、活用業務につきましては、N T T法におきまして、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正な競争の確保の2つに支障のない範囲内において行うことができるかとされているところでございます。さらに、当該範囲内かどうかに関する考え方につきましては、「N T T東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」の中で示されているところでございます。

そのガイドラインの大枠をお示ししているものが、下の図の青い部分でございます。まず要件1、2は、冒頭ございました2つのものに支障がない範囲内というものでございまして、要件1が本来業務の円滑な遂行に支障のない範囲内でございます。こちらが、過度の投資による財務圧迫ですとか、設備・職員等の過度な転用といったおそれについて見るということになってございます。

要件2の公正な競争の確保の支障に関するものでございますけれども、こちらはステップ1、2に分かれてございます。まず、ステップ1といたしまして、「おそのれ程度」の評価をする。さらに、ステップ2では、「おそのれ程度」の評価に応じて、公正競争を確保するために講ずべき措置について評価をすることになってございます。大きな項目は、御覧いただいているとおりでございます。

詳細にお示ししていますのが、14ページでございます。後ほど御覧いただければと思っております。

さらに、15ページ、活用業務の実施の流れでございます。こちらが活用業務は事前届出になってございまして、業務開始の日の30日前までに届け出ることが必要とされてございます。総務大臣におきましては、上記の届出を受理した場合には、速やかに届出内容を公表するほか、本来業務・公正競争の確保の2つに支障のない範囲内であるかを確認して、その結果に関する考え方を公表することとしてございます。さらにN T T東西では、活用業務を実際に開始した後、毎年度、その実施状況について総務大臣に報告するとともに公表することとなっております。

次のページが具体的な活用業務の例でございます。御覧いただければと思いますが、

N T T東西の活用業務として、主に県間の役務の提供ですとか、上位レイヤー系のサービス等が提供されているところでございます。

最後が17ページ、目的達成業務でございます。N T T東西は、目的達成業務を営もうとする場合は、こちら事前届出になってございまして、業務の開始の日の7日前までに届け出ることが必要とされてございます。総務大臣におきましては、届出を受理した場合には速やかに届出内容を公表するというのが現在の目的達成業務でございます。具体例につきましても、以下の表に掲載してございますので、御覧いただければと思います。

雑駁でございますが、事務局からの資料の説明は終わらせていただきます。

【山内主査】 ありがとうございます。これで、N T T東西の業務の分類とか、あるいは在り方について御説明いただいたわけでございます。

次に、N T T東西等の通信インフラの在り方についてヒアリングを行って、それから議論ということにさせていただこうと思います。本日のヒアリングについて、まずは資料4－5に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。資料4－5、本日のヒアリングについてということで、1枚おめくりいただいて、本日は、N T T東西等の業務の在り方等につきまして、2者からヒアリングを実施したいと考えてございます。1者目がテレコムサービス協会で、2者目が日本インターネットプロバイダー協会でございます。それぞれ10分ずつ御発表いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【山内主査】 ということで、ヒアリングは2者ということであります。時間も限られていますので、まずはこの2者から続けてプレゼンをしていただきまして、後ほどまとめて質疑と意見交換をさせていただこうかと思っています。今ありましたように、プレゼン時間については各者最大10分ということでお願いいたします。

それでは、まず一般社団法人テレコムサービス協会より御説明をお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 では、始めさせていただきます。

改めまして、テレコムサービス協会、島上でございます。テレコムサービス協会ですが、1ページ目にありますように、旧二種事業者の団体でございます。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回は、論点5、6についてヒアリングということですが、我々、他の論点に関しても申し上げたいことがありますので、そちらについても簡単に触れさせていただきます。

きます。

まず、論点５－２、本来業務の範囲のところです。こちら、ＮＴＴ東西がこれまで禁止されてきた移動通信事業やＩＳＰ事業に関することです。こちらに関しましては、公正競争に重大な影響を及ぼす業務ということで、引き続き禁止することが必要であると考えております。詳細については慎重に検討すべきであるということで、我々の細かい意見に関しましては、その下に３点、記載させていただいているところでございます。

次に、５－４、制度見直しの留意事項といったところになります。こちらは、制度の見直し、廃止、新設の辺りのお話なのですが、こちらは一体に進めるべきであり、そうでないと、そごが生じる懸念があるということで書かせていただいております。

続きまして、論点６－１、ＮＴＴ東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方といったところで、こちらにつきましては、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった地域電気通信業務以外の業務についてのお話ですが、こちらは、より自由に実施可能とすべきではないと考えております。もしより自由に実施可能とする場合におきましては、どのような要件を課すか等の慎重な議論が必要ではないかということで、細かい主張は下の四角の３点ほど、提示させていただいております。

次です。論点６－２、ＮＴＴ持株による事業の実施の在り方で、ＮＴＴ持株が事業を実施できるようにするという点に関しては、より慎重な議論が必要ではないかと。特に、仮にＮＴＴ東西とドコモ等の協業にかかるようなことがあれば、ジョイントドミナンスを可能とするような話になりますので、公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきではない。あるいは、研究成果の事業化においても、公正競争上の懸念が生じないとの検証が行われているわけではありませぬので、議論することは時期尚早ではないかといったところで、こちらについても、四角の枠の中で３点ほど細かい主張を書かせていただいております。ここまでは、ＮＴＴ東西の業務の在り方についての議論となります。

続きまして、論点７－２、ＮＴＴに対する累次の公正競争条件の在り方というところで意見させていただきたいと思っております。ＮＴＴグループ内の指定事業者各社が、その特定関係法人与合併し、またはその特定関係法人から事業譲渡を受ける場合については、言うまでもなく市場競争に影響を及ぼすおそれがあります。ですので、下のほうに書かせていただいているとおり、ＮＴＴ東西の統合を含め、市場支配的事業者とその特定関係法人の合併や事業譲渡等の際には、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることは必要不可欠であると考えております。

次のページ、論点８－１、卸電気通信役務に係る規律のところですが、こちらにつきましては、特定卸電気通信役務制度が2023年より開始されております。それについて、接続代替性の有無の検証並びに代替性のない卸役務への卸料金の検証が、2020年より継続的に実施されております。こちらについては、今後も維持されるべきであると考えております。

続きまして、論点８－２、第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制ですが、こちらにつきましては以前より当協会のMVNO委員会で主張させていただいているところですが、移動通信においては、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が引き続き避けられない中、依然としてMNOは市場支配力を有する状況にあります。ですので、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモが禁止行為規制対象として指定されておりますが、他の３社、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクに対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を早急に適用することを、我々としては求めるところでございます。

最後に、論点８－４、5G（SA）時代の機能開放ですが、こちらは論点にもVMNO構想の話が出ておりますが、もともとMVNOがMNOと同等の自由度を持って機能や設備を利用できる環境や制度を整備することは、モバイル市場の公正な競争環境の実現上は不可欠であります。現状、5G（SA）は、MNOがまだ現に自社の利用者向けに提供していないものとして、特定卸電気通信役務には指定されておりましたが、MNOによる自社の利用者への提供が進んでいることを踏まえ、5G（SA）の特定卸電気通信役務への指定の可否や、そのタイミング等を検討すべきではないかと考えております。

テレコムサービス協会からの発表は以上でございます。どうもありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。それでは次は、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 よろしく申し上げます。プロバイダー協会の立石です。では、よろしくお願いいたします。

日本インターネットプロバイダー協会、御存じの方もおられますが、若干御説明させていただきますと、97年に日本の地域プロバイダー協会として設立しまして、2000年に

旧郵政省最後の社団法人として認可されております。現在、会員数156です。ほぼ百数十社、120まで行くか、それぐらいが I S P です。その他、クラウド、ホスティング事業者や、セキュリティ、インフラ系の、いろいろインターネット関連事業の事業者で構成する団体でございます。

先ほどのテレサ協のお話ともかなりかぶるところは多いのですけれども、まず1つ目、NTT東西の I S P 事業は今後も禁止すべきということで、現在もそうなのですけれども、東西の業務区分が限られており、 I S P との役割分担が成立しております。直接、相互接続をしている I S P で、今、約80社。卸先を含めて一応、518社ぐらい、日本で今、稼働していると考えられております。

それで、仮に業務区分が撤廃された場合に、NTT東西自らが I S P を提供可能になりますということで、右側に2つ書いてありますことが予想されまして、1つは I S P 事業者の淘汰ということで、公正な競争への深刻な影響。2つ目は、地域 I S P の、今も衰退しているんですけど、さらなる衰退で、これが地域社会への深刻な影響を与えないかと考えております。

1つ目をさらに詳しくいきますと、公正競争への深刻な影響で、まず1つ目、NTTの市場独占による競争事業者の排除と。御存じのように、NTTは国から移管された資産と強力なブランド力で圧倒的なシェアを保有しております。NTTの I S P 参入は公正競争を破壊し、 I S P 事業者の破壊、淘汰に直結すると考えております。

2つ目、通信品質の悪化です。地域 I S P は、NTT網を含めた通信網の品質やサービスの課題改善に取り組んできております。多様な I S P の存在が国民の「通信の秘密」と民主主義を守ってきたと言っても過言ではないかなと思います。地域 I S P が淘汰されると、品質問題を指摘する者がいなくなり、利用者品質の低下につながる。先ほどの相互接続した80社もそうなのですけれども、やはり地域のところでどれぐらい悪いかということをNTT東西にお話し申し上げるという人たちがいなくなるのではないかと考えております。現状でも既に各都道府県のNTTの窓口がなくなっていて、困っているユーザーはかなりいらっしゃると見えてきております。

3つ目、事業者選択肢の喪失による利用者負担の増大ということで、淘汰が起きた後はNTTが料金を値上げしても受け入れざるを得ないと。それから、過剰なサービス品質、機能の提供であっても、それを利用せざるを得ないとなるのではないかと思います。先ほど、2つ目のところで「通信の秘密」と民主主義というところは、未成年者の携帯

フィルタリングとか児童ポルノのブロッキング、海賊版サイト等というところで非常に慎重にやってきたというところに、たくさんのＩＳＰがいることの、日本の民主主義との関係があるかなと思います。

２つ目ですが、地域社会への深刻な影響ということで、先ほどＮＴＴ東西の各県の窓口がなくなったということもあるのですが、地域ＩＳＰは、住民や地域企業に必要とされる技術やサービスを提供して地域の発展に寄与してきました。こういう比喻で適当だとは思ってはいるのですが、自動車販売店は都市部だけでも全然いいのですけれども、修理工場は全国各地にいなければ動かせないという、必要不可欠な存在という感じで、地方のＩＳＰ、ケーブルテレビもそうだと思いますけれども、必要だと思います。実際に何をやってきたかという、ＮＴＴ東西がされなかった、フレッツ光環境を整備しなかった地域での光接続サービスを提供したり、不採算を理由に東西が光やＡＤＳＬサービスをしないエリアは今もあるのですけれども、その中に独自提供をしている地域ＩＳＰはまだ多いです。

２つ目が、そういう会社があるからこそなのだと思いますけれども、ネットワーク技術を持つ地域人材としての役割。ネットワーク、ＩＳＰ事業で培った技術及び24時間365日の運用体制を生かしたサービス提供とかサポートを行っております。また、そこに住んでいる人がやっておりますので、地域創生やまちおこしをＩＣＴ技術面からサポートする人材の育成と雇用維持を行ってきています。それから、自治体保有の光回線や関連施設ネットワークの活用提案とか構築なども、地域ならではのやっている。それから、ＧＩＧＡスクール用のネットワークの24時間運用監視等々（トラフィック分析など）を行うことで、学校、自分たちの子供とか行っているところもありますので、そういうことを含めてやっています。それから、災害時、緊急時に現場にいますので、当然、全部が全部いるわけではないのですけれども、各通信サービスの復旧とか、現地で必要な情報発信などを細かくできるという役割を担っていると思います。

あと、今問題になっていますけれども、地域のＤＸ支援ということで、都市部のＤＸ支援の活用事例は、資金力もありますし、ＤＸの人材面でいいのですけれども、条件不利地域ではこれが成り立ちません。地域に根差した技術のあるＩＳＰが地域企業と密に長期的な信頼関係に基づいてＤＸの推進をやるということが既に出てきております。

続きまして、活用業務の件なのですが、活用業務の判断は厳格に行われるべきではないかと思っております。ＮＴＴ東西の活用業務、それから地域支援に向けたソリ

ーションについては、本来業務や公正競争の確保に影響を及ぼさないということが大前提でやっていただきたいと考えております。特に地域 I S P は、通信以外にソフトウェア開発・運用代行等、地域顧客ニーズに基づく多様な事業を運営しておりますが、経営基盤そのものは、マーケットが小さいということもあって非常に脆弱です。収益構造もあまりよくないということなのですが、その中で東西のトータルソリューション等が強力なブランド力で展開されると、地域の市場を席卷し、一度淘汰が起こると地域の人材が流出しますので、地域でのメンテナンスができない。その後、各種サービスコストの上昇などは、地域経済の空洞化など、悪影響は出るのではないかと思います。それから、活用業務が届出制になったことで大半の取組が可能となっており、活用業務をもう一度、認可制に戻すなど、細心の注意を払った検証が行われるべきだと思います。

それから、東西の合併なのですが、これは公正競争の阻害につながるのではないかと。市場支配力を有する N T T 東西が統合されることで、ブランド力を生かした営業活動、規模の経済によるコスト優位性の下で、競争事業者に深刻な影響が生じる可能性が極めて高く、公正競争上の大きな懸念があります。

地域 I S P における現場の課題・要望などの声は、N T T 東西の東京・大阪本社に、我々が知る限りは届いていないと思われま。これは、東西と当協会の協議の場でも確認されていて、要望事項をいろいろ挙げるのですけれども、なかなか改善されなくて、特に F T T H の工事遅延というのが2、3年前に起きたのですけれども、ひどいところでは1年近く待たされるユーザーが地方にいて、地方におけるサービス低下は著しいと我々は見えております。

3つ目、N T T 東西が合併すれば、I S P の公正競争が維持できなくなり、国民の利便性・利益が損なわれることから、N T T 東西の合併は禁止されるべきだと考えます。

先ほどの活用業務の件もそうなのですけれども、東西とドコモの合併で危惧されることということで、N T T 東西に I S P 禁止を課しても、I S P を提供しているドコモと合併すると、N T T 東西を含む合併企業が I S P 事業を行うことが現在でも可能になってしまうということで、これはかなり公正競争に大きな影響を及ぼすのではないかと。現在、光回線のシェアはグループで51%をもう超えていますので、実際にもう起きているということが、さらに悪くなるのではないかなという形であります。

その上で4つ目なのですが、公正競争に影響を及ぼすN T T グループの統廃合を禁止すべきだと。第10回の通信政策特別委員会の事務局資料に、「N T T 東西には、これま

で禁止されてきた移動通信事業やＩＳＰなど、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないか」。13回目、ＮＴＴ自体も、「電気通信事業法で東西の移動体通信事業・ＩＳＰ事業への進出禁止や東西とドコモの統合禁止を規定していただいても構わない」と言われております。そういうふうに議論されていますが、現時点で電気通信事業法への規定が担保される保証がないこと。過去のＮＴＴグループの合併など規定の実効性が不透明であること。3つ目、ＮＴＴ法廃止によりＮＴＴグループ内での事業移管・合併で事業主体を変更させ、無効化、あるいは想定しない新たなリスクが生じるなど、事業法で代替するということへの懸念が大きく、構造による規律（ＮＴＴ法の維持）が不可欠ではないかと考えております。

それから、これも今起きている問題なのですが、光サービス卸の規律を強化すべきと。これは、東西はＦＴＴＨの契約、光サービス卸において71%のシェアを持っています。光サービス卸は、公正競争の観点から、さらなる規律強化の必要があると考えておまして、ＦＴＴＨ市場でもやっぱり圧倒的な割合を占めておられますので、その規律は接続制度よりも緩く、また料金の適正性の検証はＮＴＴ東西の自己評価がベースになっています。よって、現在も卸料金は高止まっている状況で、また卸関連情報の目的外利用など、透明性の確保、それから公正競争の維持の観点からも重大な懸念が現在あります。光サービス卸は接続と同等レベルで規制あるいは検証するべきだと考えて、別途、検討会でもお話し申し上げている状況です。光サービス卸のキャリアブレード化を含む接続メニュー化が近々にできるように検討されるべきではないかと考えております。

まとめです。ＮＴＴ東西のＩＳＰ事業は今後も禁止すべき。公正競争への深刻な影響、地域社会への深刻な影響、両方考えられると思います。2つ目、活用業務の判断は厳格に行うべき。3つ目、ＮＴＴ東西の合併は公正競争の阻害につながります。4つ目、公正競争に影響を及ぼすＮＴＴグループの統廃合を明示的に禁止すべき。5つ目、光サービス卸の規律を強化すべきと置いています。

早口ですみません。以上になります。ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。本日御出席の構成員の皆様からの御質問あるいは御意見をまずいただきまして、ある程度の質問をいただいた上で、本日プレゼンをいただいた皆様から御回答いただくという形で進めたいと思います。

それでは、林構成員が御発言を御希望ということですかね。林構成員、どうぞ。

【林構成員】 林でございます。御説明ありがとうございました。コメントと質問がそれぞれございます。

コメントは資料４－４についてですけれども、先ほど活用業務について、私は前回のこのWGで、本来業務に支障のない限りは活用業務というのはNTT東西に自由にやってもらってよいのではないかと、むしろ、そのほうが非通信領域における地域の課題解決等に資する部分が大いのではないかとということを申しました。これについて西村構成員から、では公正競争要件についてどう考えるのかという御質問をいただきました。これに対して私は、事前規制ではなくて事後チェック型に転換して、市場検証会議等で都度都度に競争評価をしてモニタリングしてはどうかと申しました。

この点、先ほどの事務局の御説明と密接に関連しますので、何点か補足させていただきたいと思うのですけれども、３点ございまして、１点目は、何が本来業務なのかという点について定義を明確にすべきではないかと思っています。本来業務というのは、ざっくり言うと通信業務ですけれども、先ほどの資料４－４の16ページにありますように、一昔前は県間業務関連ということで、ある意味、分かりやすかったのですけれども、現在ではこのページの囲みにありますように、上位レイヤー系のサービスが多いので、通信業務、本来業務といっても、隣接分野との境目というのは、かなり曖昧になってきているような気がしております。ですので、本来業務の定義・外縁について、より明確化する必要があるのではないかとというのが１点目でございます。

２点目は、検証会議等で競争評価するというのを申しましたけれども、その場合には、先ほどの１点目とも関係するのですけれども、通信市場に閉じた分析をするのではなくて、まさに非通信領域にいろいろ出てきているわけですから、非通信市場においても個別に市場画定した上で検証すべきだと思います。この点、検証会議というのは知見の蓄積がございます。

３点目は、その検証会議という会議体は、別に法令上の設置根拠があるわけではない、言わばバーチャルな組織です。活用業務の競争を評価するに当たっては、評価の主体が検証会議になるのかどうか分かりませんが、その受皿となる評価の主体について、何がしか法令上の根拠を与えておくべきではないかなと思っています。でないと、継続的な競争評価といっても、いささか心もとないと思っています。

以上がコメントで、質問は、JAIPAのプレゼンなのですけれども、４ページで、

地域 I S P の淘汰が利用者品質の低下につながるという話があるのですけれども、地域 I S P の淘汰が直ちに利用者品質の低下に直結するのか、そもそもエビデンスがあるのかというのが気になりました。また、7 ページで F T T H の工事遅延の話があって、1 年近く待たされるという点ですけれども、確かにそういうケースもあったかも分かりませんが、あまり一般化するのどうかなと思います。この点に限らず、御主張は分かったのですけれども、その裏づけとなるエビデンスを示していただかないことには、おいそれと乗れないなと思いました。

以上です。

【山内主査】 先ほど申しましたように、いくつかまとめて議論したいと思います。それでは、高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】 高橋でございます。J A I P A とテレサ協の両方に見解を伺いたいのですけれども、例えば資料で言うと、テレサ協の 4 - 6 の 3 ページで活用業務の話があって、今の林構成員のお話とも少し関連するところではあるのですけれども、現時点で地域課題の解決というのは、地域の業者、事業者が当たっているということで、そこにはある程度、参入障壁というのができているのではないかなと思うのですけれども、これに N T T が活用業務として入ってくるといったときに、どういう状況になるのか。そんなに簡単に N T T が席卷するような、J A I P A も、ブランド力で何とかというのもあったと思うのですけれども、簡単にできるのかなというのが非常に疑問で、例えば自治体などの管理委託業務などの業者選定など、私も横浜市に関わったりもしますが、今、そういう入札とか事業者選定のときというのは、単にコストだけではなくてきていて、費用要件だとか、あるいは、地域の経済にどういうインパクトを与えるかということも要素として重視されるという流れにもなっているので、J A I P A の資料などを見ると、割と地域での事業者さんが地域の事情に合わせてきめ細やかに対応しているという印象を受けたのですけれども、そういう状況で N T T の活用業務が自由化されたときに、そんなに簡単に N T T にひっくり返されてしまうものなのかなというのはちょっと疑問に思ったので質問いたしました。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。次は相田構成員ですので、相田構成員で一度切って、2 者から御回答いただくことにしたいと思います。相田構成員、どうぞ。

【相田構成員】 私は今回のいろいろな資料で大変勉強になったというか、もう N T T 東

西は実質、県間業務をやっているのだから、本来業務と活用業務の境目をもっと低くしてもいいのではないかと思っただけなんですけれども、事務局資料で、本来業務というのはNTTがやらなくてはならない業務であるということを読んで、ああ、そうだったのかということを感じました。例えば電話を見ても、NTT東西がぜひともやらなくてはならないのは、各県とPOIをつなぐ業務であって、隣の県とつなぐものというのをNTTにやらせなくてはならないのかということについては、やっぱり議論をする余地があるかなというので、結論をどうしたらいいのかということについて、まだ強い意見はないのですけれども、やっぱり私も制度を少し勘違いしていたようなところがあって、改めてよく検討したほうがいいなと思ったということだけ述べさせていただきます。

中身の無い話ですみません。以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、まずテレサ協とJAIPAから、先ほどのコメント、御質問についてお願いいたします。テレサ協さんからですかね。お願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、島上でございます。先ほどは、活用業務でNTT東西が入ってきてもそう簡単には席卷できないのではないかというお話だったかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【山内主査】 それについて、ではお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 もちろん、我々の加盟している企業は全国津々浦々あるわけですけど、NTT東西、あるいは今回、ドコモも一緒になっていますけど、NTTのブランドというのは非常に強いものがありますし、基礎自治体にもわたって、当然、電話・通信の取引というのは持っておりますので、そういった中でNTTグループが、特に東西がいろんなことができるようになるというのは、当然、我々にとっては非常に大きな脅威だと捉えております。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それではJAIPA、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 プロバイダー協会、立石でございます。ありがとうございます。

地域のISPがなくなったら直接影響するかというのが、まず林構成員の御質問だと思うのですけれども、価格とか、そういうものに関してはすぐではないと思うのですけれども、たちまち例えば宅内のルーターがおかしいとか、そういうことは今、NTTは、

よほどのことがなければそれぞれのお宅に行くことがないんです。行ってみて、この間は全然、品質測定か何かのときのお話を差し上げたのですけれども、地域 I S P は大体行きますので、何回も何回も電話がかかって、同じような状況が続くと行きますので、行って実際、何が悪いかということを確認するということをやっております。それに限らず、例えば全然関係ない W i - F i の面倒を見るとか、そういうことも含めてやっていますので、いなくなったら恐らく直接影響はあるかなと思います。

それと、民主主義のところでお話ししたんですけど、やはり先ほども書いたように 518、多分、入っていないのもあると思いますし、ケーブルも入れれば多分 1,000 社近く、まだ日本には I S P がありますので、号令一つで動くということがございません。フィルタリングのときは携帯 3 社ですから、要請した瞬間に、はい、やりますとなってしまったのですけれども、海賊版サイトのときなどについては、そもそも N T T 以外はみんなやらないと言っていたわけです。あのとき、やるという表明をされたのは N T T だけです。なので、これを淘汰したときに、これはすぐではないかもしれませんが、そういう影響というのは少なからず出てくるのかなと思います。

それから、工事遅延の件ですけれども、これはエビデンスを我々の協会の中で取っていますので、また、それを出そうと思いますし、まだちょっと残っているかどうか分からないですけれども、旧ツイッターに工事遅延の被害者の会というのもあって、相当数ありました。はっきり覚えていないんですけど、21 年の春に、実際、I R U 地域のところも、21 市町村だったかな、いきなり工事遅延で 3 か月か 4 か月できないと。それも、3 か月からできないなどという話で、一番困る時期にそういうことが起きたので、当然、N T T は「できません」の一言だったみたいですが、それを我々地域 I S P が集まって、これはちょっと、やっぱり引っ越しの時期に、いきなり 4 月、5 月、6 月、使えないなどというのはあり得ないわけですから、それも何とか乗り切ったりということで、お金にならなかつたり目に見えないことではあるのですけれども、そもそも受付もしてくれなかつたり、いまだにそういうことはまだあるのですけれども、東西のデータベースを合体したときに、やはりこれは何十万件、10 万件ぐらいが落ちたりということがありますので、それは改めてどこかでお話ししようと思います。

以上です。ありがとうございます。

【山内主査】 失礼いたしました。今、御発言いただいた方、追加的な発言など、よろしいですか。

【林構成員】 すみません。林です。先ほどの J A I P A のお話を受けて、N T T 東西の方で何か応答があればお聞きしたいのですけれども。

【山内主査】 私もそうしようかなと思ってました。N T T、何かございますか。

【N T T】 すみません。N T T 東日本の井上です。

個別の事案で工事遅延が起きたりというところはケースとしてはあり得るわけですが、恒常的に起きているみたいなところは、少し誤解を生む御発言ではないかなと思います。

コメントが簡単で申し訳ございません。

【山内主査】 ありがとうございます。林構成員、よろしいですか。

【林構成員】 分かりました。また J A I P A からデータもお示しいただけるということですが、それも踏まえてまたお伺いします。

【山内主査】 そうですね。エビデンスの問題ですね。

ありがとうございます。それでは大橋構成員、どうぞ御発言ください。

【大橋主査代理】 ありがとうございます。

まずコメントからなのですが、先ほど林構成員が言ったことと、ほぼ私も同じことを考えていたのですけれど、公正競争を考えるときの、まず原点というか、基本的なラインというのは、事前に競争を規制するのではなくて、事後的に取り締まるという考え方ではないかと思っています。そういう意味でいうと、遅滞なく検証しながら、もし問題があればそれについて対応するという姿勢が、多分、一番重要な考え方なのかなと思っていますし、公正競争というのは、競争させないと言っているわけでは恐らくなくて、競争に不当性があるかという話を恐らくしているはずで、その不当性の評価というのがないと、全ての事業者を残すべきだという話になったときに、本来、通信政策で考えなくてはいけない地域住民だったりユーザーのベネフィットというものが置き去りにされることがあってはいけないなと思っています。地域なりの、ユーザーに価値を提供する別の方法は何かというところが、最も重要な視点なのかなと思っています。

その上でなののですけれども、これも J A I P A のお話は大変有益なお話だったとは思いますが、おっしゃられていることは、地域 I S P にしかできないことがあるということであって、N T T にできないということであれば、これはまさに地域 I S P の存在価値がそこにあるわけで、ある意味、これをもって N T T に関して規制すべきだという話と直接つながらないのかなと思うのが 1 点と、あともう一点、仮にその資本力を使っ

て、ある種の不当性を持ってISPが駆逐された場合に、その後、ISPが存在しなくなったものだから、NTTも提供しない。よって地域住民がデメリットを受けるのだということを懸念されるのであれば、恐らく、失われてしまう必要なサービスというものを規定して、こういうサービスというのは必ず提供されるべきという感じのことをするしかないのかなという感じもしました。これは、特段強くコメントを求める、御回答を求めるわけではないですけれど、一応、コメントとして述べさせていただきます。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。大変失礼しました。矢入構成員、チャットばかり見ていましたので、ここで発言いただきます。どうぞ、矢入構成員、御発言ください。

【矢入構成員】 申し訳ありません。テレサ協、JAIPAともに、今日、すごく資料に力強いメッセージがあったと思いますが、他の方の御意見でもあったように、エビデンスを入れていくと、すごく、より説得力が増していいのかなと思います。その中でもJAIPAの8ページ目の資料は、すごく面白く拝見したのですが、現在でも光卸市場でシェア51%を持っていらっしゃるというのがNTTのグループ企業ということで、他にも多分、同じような事例というのがいろいろ多々あると思うのですが、そちらも何かエビデンスとして示されるといいなと思いましたというのが1つ。

それと、この資料を眺めておりますと、根本的な疑問として、これは独禁法はどういう扱いになるのかというのは、すごく、どなたも疑問になってくるのではないかなと思うのですが、その辺、独禁法でなぜ規制ができないのか。それで、今後例えばNTT東西と、他の会社というのが、合併していなくても結構微妙なところなのかなと思わされる数字だったので、合併した場合には、独禁法というのは適用できないのか。その辺をお聞かせいただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

【山内主査】 ありがとうございます。次に、大谷構成員もJAIPAに御質問なので、大谷構成員、どうぞ御発言ください。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。パソコンの調子が悪くて、重複する質問になっておりましたら申し訳ございません。

11ページのところなのですが、JAIPAから、光サービス卸についての規律の強化を求めるコメントをいただいております。卸料金の高止まりというのは、例えば音声などで見られた現象だったと思っているのですが、音声以外のところでも、高止まり、それも不当な高止まりと言えるような事態が起こっているのかどうかについて、ま

ずお聞きしたいのと、それから今、NTTのサービスというのは、卸で提供されているサービスと、また接続で提供されているサービスと、やはり卸については若干、利益相反の可能性というのを含んでいるところがあると思うのですが、卸が接続並みの規律強化が行われた場合には、逆にもう少し、NTTのサービスを自由に、今の業務範囲規制を制限して、例えばISPサービスなども提供できるという余地があるのかどうか。それについてのコメントをいただければと思います。

私からは以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、まずはJAIPAからコメントをいただいて、それから矢入構成員の2つ目については事務局か、あるいは独禁法の専門家が答えるのがよろしいでしょうか。その辺、誰かいらっしゃったらお答えいただこうと思います。ではJAIPA、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 立石でございます。

どれから言っているのか分からないのですが、先ほど大橋主査代理がおっしゃっていた、失われるサービスを規定というところについては、我々も普段、地域ISPで集まったときに、こういうこと、ああいうことと話をしているのですが、なかなか規定というか、列挙したことはないで、それは今度やってみようと思います。

不当性の評価ということについては、最後の大谷構成員との話とも絡んでくるのですが、情報非対称性があまりにもひどくて、不当なのかどうか判断できないんです。というか、不当かどうかというか、それ以前の問題として、それが高いのか、安いのか判断できない。それで、卸を接続化という話は、接続料というのはもともと、釈迦に説法だと思いますけれども、ほぼ同じサービスを受けている人たちが同じような設備を使って対価を払うということが接続の定義だと思うのですが、そうすると、卸というのは、ほぼほぼ皆さんが同じように、同じ仕組みでもってやっている。これ自体もNTTはたしかそういうふうにおっしゃっていたと思いますので、そうすると、なぜ接続化して明確化しないのかと。不当かどうか分からないというのは、金額の問題もそうなんですけれども、ほぼほぼ秘密保持契約でもって情報が出てこないということで、それだけで、例えばプロバイダー協会としても横で話ができないということも、卸だと多々あります。それも、だんだん協議の場で、少しずつほぐれつつはあるのですが、でも5年かけても本当に遅々とした歩みで全然進まないうちに、卸料金が下がったり上がったりすると。それで、その上がったたり下がったりの理由がはっきりしないということ

で、なかなか先に進まないで、ここはもう一度、強い規律化が必要ではないかという話をしております。

それと、これは直接、答えとは関係ないかもしれませんが、地方でサービスが失われると、もう二度と戻ってこないんです。もう、今もいいかげん年寄りばかりでやっているのですが、これで多分なくなると、やっぱり必要だったよねと言ったときに復活できないという状況まで日本は来ていますので、特に田舎はそうなので、そこをどうやってするかということを我々自身も考えなくてははいけませんし、そういうふうを考えております。

あと、すみません。51%の件、他にはちょっと今のところは見当たりません。

独禁法等の問題に関しては、私は専門外なので不明でございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。J A I P A への質問はよろしいですかね。

さっきの独禁法との関係については、どなたか御発言ございますか。

特にいらっしゃらない。事務局は何かコメントはありますか。

【事務局（榎）】 申し訳ありません。事務局でも、ちょっと今今で独禁法の適用とか解釈がお答えしかねます。

【山内主査】 そうですね。

【事務局（榎）】 今、ちょうど林構成員からチャットで頂戴しました。申し訳ありません。お願いできますか。

【山内主査】 林構成員にしゃべってもらうのを期待していたので、林構成員、どうぞ。

【林構成員】 すみません。私がするのも僭越の極みではあるのですが、後で、間違っていたら、西村構成員、大橋主査代理に御訂正いただくことにして。

独禁法との関係ですけど、まず一般論として独禁法と、事業法ですね、ここで言う電気通信事業法との関係は、明示的に独禁法の適用除外とされていない限りは、事業法によって独禁法の適用が妨げられるものではないという、そういう意味で重疊的に適用されるということだと思います。別に、独禁法が一般法で事業法が特別法だということではないので、独禁法に違反する事実があれば独禁法は適用されるし、過去、NTT東日本が行った、いわゆるマージンスクイズとされる行為について、これは最高裁まで争われたのですが、独禁法違反行為というのが認定されています。

合併についても、ドコモとの合併などいろいろあります。今日議論になっていました

けれども、既にもう子会社になっているようなグループ会社間同士の合併というのは、原則としてですけれども、基本的には結合関係に変動を伴わない限りは、これは独禁法で別途、企業結合審査で競争上の問題を指摘するということはないと思います。ただ、これはあくまで原則論ですので、法律上は具体の結合行為と競争の実質的制限との間に因果関係があれば、それで独禁法違反ということになり得るので、あくまでガイドライン上は結合関係をファクターにして判断しているので、これも公正取引委員会が判断されるということだと思います。

すみません。補足があればお願いいたします。

【山内主査】 どなたかありますか。よろしいですかね。またいろいろと何かあれば、調べていただくという必要があるかと思うんですけど。

昔は、独禁法で、自然独占については適用除外でした。そういう条文があったけれども、もう随分昔になくなってしまいましたね。その意味では、今の林構成員のお話になるのかなと思います。ありがとうございました。

そのほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。特によろしゅうございますか。

もしよろしければ、この議論は以上ということになりますが、追加的な御質問、御意見等あれば、別途、事務局宛にメールでお知らせいただければと思います。

それでは議事を進めますが、次に、N T T東西等の業務の在り方に関する検討の視点ということで、これは資料4－8が用意されておりますので、これを事務局から御説明いただこうと思います。よろしくをお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。資料4－8、N T T東西等の業務の在り方に関する検討課題でございます。

おめくりいただいて1ページ目です。こちらが、今回は2つ、柱を立ててございます。まず1つ目がN T T東西の本来業務の在り方、2つ目がN T T東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方、本来業務以外の業務の在り方ということでございます。

戻りまして、まず1ページ目、N T T東西の本来業務の在り方について、検討課題1といたしまして、県域業務規制を仮に見直す場合に、本来業務をどのような範囲にすべきかというものでございます。I P化の進展を踏まえまして、N T T東西について県内通信の制約を仮に撤廃する場合、本来業務がもともと県内通信とされていた部分をどのような範囲にすべきかというものでございます。

①といたしまして、県内通信の制約を撤廃する場合には、本来業務について単純に県

内・県間の区別をなくすということであれば、東日本地域と西日本地域、それぞれにおける電気通信業務となりますが、どのように考えるかというものでございます。これについて、特にNTT東西の分離との関係はどうかというところを1ポツ目で挙げてございます。

さらに②のところでございますが、県内・県間の区別を撤廃した場合には、県内に閉じていたというところから除かれていた移動通信・ISPが、県間が含まれることによって自動的に入ってまいりますので、その移動通信事業ですとかISP事業といった、公正競争に重大な影響を及ぼすと考えられる業務については引き続き禁止することが考えられますが、禁止される業務の範囲についてどのように考えるかというのが2つ目でございます。

本来業務以外の部分が3ページ目、NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方で、検討課題2といたしましては、それらについてどう考えるかというものでございます。

活用業務の在り方についてが、まず1ポツ目でございますが、①、②、業務範囲と担保方法については現行制度の御説明でございます。先ほどの事務局説明でも申し上げましたとおり、業務範囲については本来業務のための設備等を活用する業務で、実施範囲は本来業務と公正競争の2つのものに支障が生じない範囲に限定されているところでございます。また、そういったことから、個別の業務ごとの事前届出制とされているところでございます。

こちらについて、NTTの役割ですとかNTTの本来業務を含めた全体的な業務の在り方にも関する部分かなと考えてございまして、NTTの御意見といたしまして、NTT東西が日本の情報通信インフラを支えていく会社として安定的にその責任を果たしていくことが重要であると、御意見を表明されているところでございます。その上で、NTT東西の業務の収支状況について、固定電話の赤字が拡大していて、光サービスの純増も鈍化してきている状況であると。そういった中で、新たな成長を実現して、将来のネットワークの高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要であるということから、業務範囲規制の見直し等によって事業の自由度を確保したいということを表示されているところでございます。こういった、活用業務だけの議論にとどまらず、NTTの役割から活用業務を考えるという観点もあろうかと考えてございます。

他方で競争事業者からは、本日テレサ協、JAIPAからもございましたが、より活

用業務を自由に行った場合には、本来業務あるいは公正競争に支障が生じるおそれがあることから、引き続き現在の範囲に限定されるべきではないかといった御意見が挙げられているところでございます。検討課題2の1ポツ目は、こういった活用業務の在り方について御意見を頂戴できればと考えてございます。

また、2ポツ目といたしまして、目的達成業務、さらに実績がないところの業務区域以外の地域電気通信業務といったものの在り方についてどのように考えるかという問いを、2つ目として挙げさせていただいているところでございます。

なお、本日のこちらの検討課題についても、検討課題1、検討課題2、それぞれ御意見を頂戴できればと考えてございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。事務局で問題を整理していただいて、検討課題1、2という形でまとめていただきました。極めて重要な論点であります。これについて何か御意見、御質問があれば御発言願いたいと思いますが、これは、まず1ページ目の本来業務の範囲について御議論ということで、分けて議論したほうがよろしいですね。では、1ページ目の本来業務の範囲について、何か御意見があれば御発言願えますか。いかがでございましょう。

中央大学の西村構成員、どうぞ。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございました。

私からは1点、事務局に確認させていただければと思います。今、投映していただいておりますところで、いわゆる移動体通信事業、それからISP事業が禁止されている論拠あるいは根拠についてでございますが、これは県内通信限定の業務範囲規制がかかっているからという根拠でございましょうか。または、②に書いておりますように、公正競争に重大な影響を及ぼす業務だからということでございましょうか。あるいは両方なのか。そういった、この2つの事業、あるいは今後それが増えていくかどうかは別にして、今の考え方というのをお教えいただければと思っております。

以上でございます。

【山内主査】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局（榎）】 事務局でございます。まず、本来業務について含まれないというのが、現在、県内通信で制約されている、県間部分が含まれないということで、本来業務からは除かれるものと理解してございます。さらに、活用業務については、公正競争上の重

大な影響という観点から認められないものと整理されていると理解してございます。

【山内主査】 西村構成員、ということでよろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。そういたしますと、やはり先ほどの話に戻ってまいりまして、コメントになりますが、林構成員もおっしゃっておられたとおり、本来業務をいかに定義するかというのが非常に大事でございますし、活用業務で、いわゆる公正競争の要件というものをみてきたということでございますけれども、仮にそういったものを取り払って自己検証型に持っていくというのであれば、やはり別途、きちんとした担保というのが求められると、この場でも確認することができるのかなと思った次第でございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。他の皆様で、この点について何かありますか。本来業務の在り方であります。

おっしゃるように、本来業務がどのような範囲かというのが全ての基本になるといいですか、そういうことなので、これについて十分に議論してということになろうかと思いますが、他にいかがですかね。

それでは、よろしければ2つ目の地域電気通信業務以外の業務の範囲、担保方法について、御議論がありましたらお願いしたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。3ページ目のところには、N T T自身と競争事業者、両方、対照的に議論が展開されたことを書いてございますが、いかがでしょうかね。

どなたもいらっしゃいませんか。事務局から追加的な説明とか、こんなところを論じたい、言っていただきたいとか、そのようなことがもしあればお願いしたいと思うんですけど、特にありますか。

【事務局(榎)】 事務局でございます。検討課題2に移ったところではありますけれども、検討課題1でも、前回の会合においてもN T T東西の分離を取り扱っていたところがございますけれども、こちらに関して御意見をもし頂戴できれば、前回もあまり御意見がなかったところがございますので、もし頂戴できればなと考えてございます。

また、検討課題2につきましては、議論もございましたけれども、活用業務、今、事前届出になっているところに関して、どのように必要性にも応じて見直していくかというところで、事前届出から事後の検証に主軸を移していくという観点ですとか、あるいは現行のまま見ていくですとか、そういったことについて御議論をいただければなと考

えてございます。

また、少し先ほどの事務局の中でも申し上げましたけれども、NTTの御意見と競争事業者の御意見といったところで、冒頭の前回会合の振り返りのところのNTTの役割、線路敷設基盤を保有してネットワーク設備を高度化していった、さらに多様なサービスを提供するということの役割についてどのように考えるかというところで、資料の前の方でもお示したところでございますけれども、そういった役割を果たしていく上で、やはりある程度の、初回の会合でしたか、大橋主査代理からも、そういったインフラを維持するためにはかなりのコストがかかる。そういったコストについて、株式会社として経営される中でしっかりと維持できるようにしていくことがサステナブルな経営のために必要だという御発言を頂戴していたかと思っております。そこに関して、こういった形でNTTの御意見の2ポツ目のところで、本来業務については、固定電話は赤字が拡大して、光サービスの伸びも鈍化しているというような中で、やはり投資余力を確保していく、しっかりと今後もインフラを持っていくというためには、活用業務で収益を上げていくという観点も必要なのかなと考えてございまして、そういったNTTの御意見も踏まえながら、さらにNTTの役割をどう考えるかという、冒頭の検討課題の中の御意見も踏まえて、少しその辺りの御意見を頂戴できればなと考えてございます。

すみません。長くなりましたが、そのような形でいかがでしょうか。

【山内主査】 ありがとうございます。大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】 県間通信については、PSTNからマイグレが行われたことによって、そういう技術革新に伴って、IP電話については特別なことではなくなったということの現状を受け止めたルールにする必要があると考えております。ただ、県間通信であれば何でもよいということではなく、やはりモバイルなどについては競争上の影響があまりにも大きいだろうということと、モバイルを行うに当たっての重要な資産というのを独占している状態にあるというところからいっても、NTT東西自身がそれを行うというのは不適切だということになろうかと思えます。

先ほどから御説明いただいていたISP事業のところなのですけれども、やはり卸元でもある立場と利益相反する可能性が高いサービスというのは、一定の制約の下でないと、競争への影響が懸念される場所ですので、どういった制約にするのが適切かどうかというのは今後議論するとしても、そのままISP事業を認めるという緩和はできないのだろうなと理解しているところです。

先ほどもちょっと御質問した際に、接続ルールと同等のルールにして、そこの規律を担保したということになっても、ISP事業者としては、NTTの巨大さゆえの不安というのが大きいということなので、それを少しエビデンスベースで組み立てれば、どういう制約が適切なのかというのは見えてくるのではないかなと思っていますところ。

あと、活用業務のところ、今ちょうど開いていただいているのですが、本来業務に支障がないということと、公正競争への支障がないという、この2本柱というのは堅持する必要があるというか、これを緩和する意味は特にはないのではないかなと思っています。ただ、担保措置として事前届出制を講じていて、その事前届出制もかなり厳格に運用されているという実態がありますが、それが、NTT側のスピードを持ったサービス提供、活用業務の立案・実行に支障があるということなのであれば、そのスピードアップを図るということも一案ではないかなと思っています。あるいは、事前届出制によって今まで許容されてきた範囲というものの一定の類型化が可能であれば、こういった事業については本来業務には支障はないし、公正競争に与える影響も特に懸念する必要はないといった類型ができるのであれば、そこの部分については活用業務として、NTT自身の体力をつけるという意味で認めるということはあるかと思いますが、業務範囲の考え方についての基本的なこの2つの項目というのは、変える必要はないのではないかなと思っています。

ひとまず、以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。次に林構成員、どうぞ。

【林構成員】 ありがとうございます。今日、こういう検討課題1と2という形で、どう考えるかと直球勝負で聞かれると、なかなかずっと答えられないというところがありまして、まだ勉強不足を自覚しているところなのですけれども、検討課題2のところ、ここにありますように、東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方をどう考えるかということなのですけれども、私は先ほど活用業務の在り方については、ここに書いてある事前届出、そこでの審査といった形の事前規制型ではなくて、競争上問題があれば都度都度にチェックしていく、場合によっては行政指導なり業務改善命令ということで、事後チェック型に転換していくべきだと申し上げたのですけれども、その中で、今日、NTTの御意見が出ているのですけれども、現状でも、別に活用業務はNTT東西でやらなくても、子会社で非電気通信業務を実施されていらっしゃって、そこで、現状でもこういった非電気通信業務というのはできないわけではないと思います。

その際に、N T T東西として活用業務を緩和することによって、いろんなメリットが生まれるということをおっしゃるわけですが、今、現状のデメリットとして、例えばよくおっしゃっている、地域のお客様から、I C TだけではなくてコンサルティングだとかD X支援だとか、いろんなソリューション提案を求める中で、ワンストップでお応えできないということをおっしゃっていて、その理由づけというか主張が、これは私の単なる印象かもしれないですが、十分に構成員の先生方あるいは社会に刺さっていないような感じもするんです。そういうワンストップショッピングというか、ワンストップでの窓口一本化的なところというのは、メリットとしてももちろんあると思うのですが、それだけだと、もちろんそれだけではないのですが、何かちょっと弱い感じがして、子会社をつくれればいろんなデメリットがあるということもおっしゃるのですが、もう少し何か本質的なところを御主張いただくと、構成員の先生方にも御理解いただける部分があるのかなと思っています。ちょっと御説明が、必ずしも刺さらないというところが気になっております。

すみません。感想めいた話で恐縮ですが、以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは大橋主査代理、どうぞ。

【大橋主査代理】 すみません。ありがとうございます。

まず、議論の立てつけなのですが、1か0かみたいな問いかけをされると、なかなか皆さん答えにくいというのがあって、多分、何を選んでもメリットとデメリットがあって、そのメリットとデメリットの比較考量の中で、どう判断するのか、あるいはもしかすると0か1かではなくて、選んだ上に何か付加的に、別の制度で担保することによって、ある判断ができるということもあるのだと思うんです。

よって、論点の出し方をもう少し工夫できるとありがたいなと。つまり、何が論点であって、それぞれについてメリット、デメリットは必ずあって、それについてどう考えるかということの中で、多分、全体感が見えてくるのかなと。私の方で全体感を示せなくて、そこが少し恐縮なのですが、いずれにしても結論よりは結論に至るロジックの積み上げが重要なので、そこの辺りをしっかり見せるような形にしないと、なかなかこの議論を追っている人もついてこれなくなってしまうかなと思ひまして、どちらかというと、この資料がどうこうというよりは、この議論の立てつけについてコメントさせていただいたということです。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。重要な御指摘ではないかなと思っておりますが、

結論だけというよりも、ロジックの立て方ということが重要で、それを議論するというのは1つ、大きいと思います。

それでは、西村真由美構成員、どうぞ。

【西村（真）構成員】 全相協の西村と申します。なかなか難しい議論で、悩ましいと思っています。

感覚的な話で大変恐縮なのですが、NTTにどうあってほしいかみたいな、そういう印象もあって、今表示されている3ページを眺めていました。NTTの意見として3つ挙げてあって、上2つは、もう大変なので、赤字がたくさんあると。なので、もうかる商売を認めてほしい。それで、黒字化して国民に還元していくみたいには読めるのですが、ただ、そんなに活用業務でもうかるのかなという疑問などもあります。一般の民間企業ではなくて、たくさんの大切な設備を持っている会社としての責務というのを、NTTに大変我々は期待しているところであるので、その辺の視点でどこまで法律をいじったほうがいいのか、逆にいじらないほうがいいのかみたいな話も、いろいろ聞きながら考えておりましたし、ユニバーサルサービス制度との絡みもあるので、本当に大変難しいなと思っております。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。

冒頭にもありましたユニバとの関係とか、そういったところはもう少し、関連性を事務局でもまとめていただいて議論の足しにしたいと思っておりますし、今、大橋主査代理がおっしゃったような、AかBかというよりも、メリデメであったり、あるいは多角的な視点であったり、いろんなことをもう少し提示していただいて、皆さんから御意見をいただいて、それを集約するのかなという感じを持ちました。

他にいかがですかね。あえて言うと、設備をこれからどうするかという問題は、NTTだけではなくて、あるいは電気通信だけではなくて、いろんな分野でそういうことが起こっていて、日本も人口も減っていくという中で、どうするかというのがあるかと思えます。

相田構成員、どうぞ御発言ください。

【相田構成員】 本来業務と活用業務の話について、さっきフライングでちょっと話をしましたが、今このスライドの一番下に書いてある業務区域外の地域電気通信業務のところについてコメントさせていただきますと、現状で自己設置でないとやれない

というので、同じ持株の下になっているときに、N T T東西が別々に設備を自ら構築してというのは、やっぱり効率が悪いから、そんなのはやらないという判断にしかならないと思うんです。そもそも、やっぱり同じ持株の下にあるので、N T T東西に直接競争させるというのは無理があるのかなと思いますけれども、例の東西P O Iのときに、それぞれが設備を置かなくてはいけない云々というようなことなどが問題になったりしたことも考えると、業務区域外で地域電気通信業務をするときの自己設置義務というのは外してあげてもいいのかなと、ちょっと印象として思いました。あまり突っ込まれるとぼろが出そうなのですけれども、それだけコメントしておきます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

いろいろ御意見をいただいて、事務局、いかがですか。皆さんから御意見をいただくことについて、先ほどちょっと、それを促すように解説してもらいましたが、こんなところでよろしいでしょうか。何か、他にもうちょっとこの点も聞きたいというところがございますか。

【事務局（榎）】 皆様、ありがとうございます。もしよろしければ、N T Tなどに対する御発言もありましたので、オブザーバーの皆様の御意見もぜひいただけますか。

【山内主査】 了解です。それでは、オブザーバーの方で御発言を御希望の方。

【N T T】 すみません。では、N T Tの城所でございます。

【山内主査】 お願いいたします。

【N T T】 ありがとうございます。

先ほど林構成員から、N T Tが活用業務に関して、子会社を通じた実施では課題があると主張している点について、もう少し具体的に説明申し上げた方がいいのではないかとアドバイスをいただき、ありがとうございます。

もちろんいろんなお客様、地域にとっての課題であったり、サービスを提供する我々にとっての課題など、いろいろとございますので、改めて、どこかでお示しさせていければと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。他のオブザーバーの方がいらっしゃいますが、いかがでしょう。

【テレコムサービス協会】 テレサ協ですが、よろしいでしょうか。

【山内主査】 どうぞ御発言ください。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会の島上でございます。東西の本来業務のところについて、ちょっとコメントだけさせてください。

今回、県内通信の制約を撤廃というのが、もともとはP S T Nのマイグレーションから出てきている話だと理解しております。P S T Nのマイグレーションに関して言えば、確かに県内通信の制約というのは意味がないということですが、だからといって、県内通信サービスの全て、県内通信の全てのサービスは制約が撤廃されるというのもちょっと乱暴のかなと思っておりまして、その中に含まれるI S P事業ですとか移動通信事業ですとか、それに関する影響というのは、そもそも禁止されていた根拠も正当な理由があるかと思いますので、そういうところもきちんと議論が必要ではないかと思う次第です。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、K D D Iですか。

【K D D I】 K D D Iの山本です。ちょっと、スライド3を表示いただけませんかでしょうか。先ほどの本来業務とか活用業務とか、その辺りのスライドなのですけれども。

議論の中で出てきておりますように、多分、本来業務というものと、いわゆるユニバーサルサービスとは、すごく関係性が深いと思っております。つまり、本来業務というのは一体何なのかと。その意味で、ここに示されていらっしゃるN T Tさんの御意見のところで、いわゆる責任を果たしていく、安定的にとか、あるいは赤字の話とか、これは公正競争というよりは、本来はユニバーサルサービスの話であろうと思います。いかにして本来業務というものを安定的に提供していくのか。そのためには、例えばアクセスチャージとして、しっかりと正当なコストを回収するという話もあったり、あるいは赤字においてはユニバーサルサービスの基金で補填していくという制度の仕組みもございます。なので、これを、将来の高度化に向けた投資余力のために、活用業務から本来業務の資金を充当するみたいなのは、やや本来業務と活用業務の話が、少し議論として違うのではないかと考えております。

そういう意味では、先般、林構成員が、これはユニバーサルサービスワーキンググループの方でもおっしゃられたように、例えばナショナルミニマムという考え方も、それは現状の考え方と、将来に向けた考え方というのは、議論がおありだと思います。それは、あくまでもユニバーサルサービスの話としてあろうかと。公正競争の話としての活

用業務、これが公正競争にどういうふうに影響するかという話と、役務を安定的に確保するためという話は、やっぱり分けて考えるべきだと考えているのが1点目でございます。

長々とすみません。もう一点は、やっぱり事後的な規制なのか、事前規制かという話でございますが、行為規制あるいは構造規制という話があったと思います。行為規制につきましては、つまり事業法的な規律については、事後的に検証というものもあると思うのですが、構造規制のような、例えば新たに事業を拡大するとか、あるいは合併するとか、事業を統合するような構造的な話については、事後的な是正というのはかなり難しいのではないかなと考えております。つまり、一度提供を始めてしまうと回復が難しい、みたいなものもありますので、この辺りは、事前規制と事後規制、行為規制と構造規制は、少し丁寧に議論が必要かなと考えております。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、ソフトバンク、どうぞ御発言ください。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。

今映していただいているページのところで、NTTの意見で、NTT東西の収益の柱であった、メタル設備を用いた固定電話は赤字が拡大し、光サービスの純増も鈍化しているといったような、収益面における部分を理由に何か拡大を考えるべきというような話であるとするならば、確かに今、第1号基礎的電気通信役務として指定されているメタルの固定電話とか、そういったものの収支というのは、たしか600億程度の赤字と、東西を合わせて伺ってはおりますけれども、光IP電話であるとか、フレッツのサービス等も合わせた指定電気通信役務全般で見ますと、東西を合わせて、たしか2,000億レベルで黒字が出ていたのではないかと記憶しておりますので、仮に東西の収支を見てというような話だとするならば、第1号基礎的電気通信役務の収支というよりは、指定電気通信役務の収支で見るべきではないかなと考えておりますので、その点をコメントさせていただきました。よろしくお願いします。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。いろいろと御意見をいただきましたが、他にいかがでしょう。

林構成員、御発言ください。

【林構成員】 ありがとうございます。

もう一点、検討課題1のところですが、NTT東西の、まさに分離との関係についてはどうかということで、間接競争の促進ということが挙げられていると思うのですが、間接競争なるものについて少し検討が必要ではないかと思います。間接競争というのは、要するにNTT東西の2つの地域会社の比較の競争、いわゆるヤードスティック競争によって、独占的な地域通信分野の効率が促進されるということで導入された競争概念ですが、これは、NTTの再編のときの議論でも、この間接競争については学者の間でも結構いろんな議論があったのは御案内のところ、そもそも日本で純粋持株会社のNTT持株がいる中において、地域会社間の十分な競争というのは起こらないのではないかという疑問も当時あったわけです。再編各社の資本関係が繋がったままで、競争促進が期待どおり実現するかというのは、NTT持株が子会社である各事業会社の自主性あるいは独立性をどの程度認めていくかによるところが大きいのではないかとというのが、再編のときから議論されていたので、間接競争、ヤードスティック競争を維持することによって効率性が促進されるという、当初の間接競争が導入された趣旨というものを、現時点において再度検証してみるということもありなのではないかと。それが本当に不効率性が生じていて、当初、想定していた競争促進あるいは効率性促進というのがうまく機能していないのであれば、再編というのも議論できるだろうし、やっぱりこれは非常に重要に機能しているのもあるということであれば、それはまた維持するということもあると思うので、当時導入された間接競争が現在どういうふうに機能してきたのかということ、事後的に検証してみるという作業がないと、分離をどうすべきかということに答えられないということが正直ございますので、事務局におかれまして、あるいはNTTに対しても、資料という形でいろいろ考える材料を提供していただけるとありがたいと思っております。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。そうですね。ヤードスティックの競争について検証するというのも、非常に必要なことだと思いますけれども、なかなか難しいかなと思いましたが。基礎的電気通信役務のプライスカップをかけているのですけれども、そのときに、NTT東西について効率性を、 $RPI-X$ ですから X を計算するというのをやっているんですけど、エビデンスとして、あれなどは御参考になるようなことが、もしかしたらあるのかなとは思ったりしますけれども。

そのような感じでしょうか。事務局、何かあればまた御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

そういうことで、大体時間も迫ってきましたけど、事務局、何かもうちょっと論じていただきたいとか、そういうことがございますか。

【事務局（榎）】 いえ、活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。いくつか御指摘いただいたところがありますので、次回以降の事務局資料の作成に当たって留意したいと思います。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。ということで、今日は御意見を伺いながら、それを事務局でまとめていただいて、取りまとめに進めていくということによろしいかと思えます。

それでは、最後に事務局から、今後の予定について御説明をお願いいたします。

【事務局（田中）】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、今日は大変御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上